

別紙

諮問第1593号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視總監が令和2年12月9日付けで行った不存在を理由とする非開示決定及び令和3年1月21日付けで行った一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求のうち、（1）の部分について、「道路使用許可申請書・道路使用許可証（申請年月日 令和〇年〇月〇日 許可年月日 令和〇年〇月〇日 警視庁〇〇警察署 第〇号）外1件」（以下、まとめて「本件対象公文書1」という。）及び「通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証（申請年月日 令和〇年〇月〇日 許可年月日 令和〇年〇月〇日 警視庁〇〇警察署 第〇号）外421件」（以下、まとめて「本件対象公文書2」という。）を特定し、別表2に掲げる本件非開示情報1ないし5を非開示とした一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行い、別表1の（2）の部分について、不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）を行った。

本件一部開示決定及び本件非開示決定については、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年1月12日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年7月13日に実施機関から理由説明書を收受し、同年6月15日（第201回第三部会）から同年9月29日（第203回第三部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 道路使用許可の申請について

道路使用の許可について、道路交通法（昭和35年法律第105号）77条1項では、道路において工事又は作業をしようとする者等は、それぞれその工事等の行為について、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない旨、定めている。

同法78条1項では、同法77条1項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を前記警察署長に提出しなければならないとして、道路使用の許可に係る申請書の提出を義務付けている。

上記申請書の記載事項等については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定めており、同規則10条1項では、申請書の記載事項を、同条2項では、同申請書の様式として、別記様式第6「道路使用許可申請書・道路使用許可証」を規定している。

なお、同様式は、道路使用許可申請書及び当該申請に対する道路使用許可証が一对となっているものである。

イ 通行禁止道路通行許可の申請について

道路交通法8条1項では、歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならないとして道路等の通行禁止について定めており、同条2項では、車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、同条1項の規定にかかわらず、道

路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる旨、定めている。

また、道路交通法施行規則5条1項では、通行禁止道路の通行許可を受けようとする者は、申請書2通を当該車両の通行を禁止されている道路又はその部分の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならないとし、同条2項では、同条1項の申請書及び同申請に対する許可証が一对となっている様式として、別記様式第1の3「通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証」を定めている。

ウ 本件対象公文書について

本件対象公文書1及び2は、「(仮称)〇〇区〇〇〇丁目計画新築工事」(以下「本件工事」という。)の施工業者である〇〇株式会社(以下「本件施工業者」という。)が、本件工事のため、前記ア及びイに基づく申請を行うに当たり、当該工事に係る場所を管轄する〇〇警察署長に提出した文書である。

本件対象公文書1は、「道路使用許可申請書・道路使用許可証」、「作業所案内図」、「承認工事着手届」、その他本件工事に関する図面等から構成されている。

本件対象公文書2は、「通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証」、「作業所案内図」、「一方通行解除申請書」、「自動車運転免許証」、「自動車検査証」、その他本件工事に関する図面等から構成されている。

エ 本件一部開示決定における非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の姓を刻した印影であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしていることから、本件非開示情報1は条例7条2号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、本件工事を施工するに当たって行われた道路使用許可申請及び通行禁止道路通行許可申請（以下、まとめて「本件許可申請」という。）に係る法人の代表者の印影であり、これを公にすることになると、偽造等により犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、いずれも本件許可申請を行った特定の法人の届出担当者の姓を刻した印影と認められ、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、本件工事に係る現場責任者、現場代理人、現場員等の氏名及び同人らの携帯電話番号並びに通行禁止道路通行許可申請に係る運転者の住所、氏名、携帯電話番号及び自動車運転免許証であり、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、本件施工業者の〇〇氏などの氏名の情報は、法人その他の団体の職員が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報で

あって、平成15年11月11日最高裁判例（平成10年（行ヒ）第54号公文書非公開決定処分取消請求事件）で「個人に関する情報」に当たらないとされているものである旨、主張する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報4のうち、特定法人の職員の氏名については、本件工事に係る現場責任者等のものであり、いずれも当該法人の代表者又はこれに準ずる地位にある者には該当せず、現場の責任者であるということだけでは、その者の行為が法人等の行為そのものと評価することはできないと解されることから、審査請求人の前記主張は採用できない。

(オ) 本件非開示情報5について

a 本件非開示情報5のうち、電話番号及びFAX番号について

実施機関が本件施工業者に確認したところ、当該情報は、本件許可申請を行うに当たり、実施機関の職員との必要な連絡のために記載しているものであって、これを公にすることになると、本件工事及び本件許可申請に関する連絡以外の問合せ等への対応が増加し、当該連絡先において迅速な対応が必要となる事態に関する連絡等への対応ができなくなることにより、工事の作業計画や日程の遅延、工事計画の変更の必要性が生じるとのことである。

審査会が見分したところ、当該情報は、本件施工業者が実施機関に提出した道路使用許可申請書及び通行禁止道路通行許可申請書並びに自治体に宛てた承認工事着手届等に連絡先として記載されているものであった。

また、審査会が、本件施工業者のホームページ等を確認したところ、当該情報は一般に公開されている情報ではなかった。

なお、審査請求人は、本件施工業者の電話番号について、本件工事の建築敷地の標識にも記載され都民一般に公にされている旨、主張する。

当該標識について、実施機関は、本件工事現場付近を通行する者等に対し、工事の内容、問合せ先等を知らせるためのものである旨、説明する。

審査会が確認したところ、同標識は、「ご近隣の皆様へ」と題するものであり、「お気付の点は下記迄ご連絡下さい。」との記載の下に、連絡先としての電話番号が表示されていた。

これらを踏まえて審査会が検討したところ、同標識に記載された電話番号は、

本件施工業者が、本件工事現場において発生した事故等に速やかに対処するために必要な連絡を受けられるよう、本件工事現場の周辺を通行する者を対象として表示しているものと解されることから、本件施工業者をして都民一般に公にしている番号であるとは認められない。

よって、当該情報は、公にすることにより、本件工事における安全管理及び施工管理上必要な連絡、対応業務に支障を来し、その結果、本件工事の円滑な施工ができなくなるなど、特定法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。

b 本件非開示情報5のうち、工事番号について

実施機関が本件施工業者に確認したところ、当該情報は、本件施工業者において個別の工事ごとに付した管理番号であり、一般には公表していない工事の施工管理や取引先との会計処理等に使用している個別番号であるとのことである。

審査会が見分したところ、同番号は、作業所案内図に記載された情報であり、本件施工業者の内部管理に係る情報であると認められるため、これを公にすることで、本件施工業者の取引件数や会計処理件数等の内部管理に係る情報が競合他社に明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

c 本件非開示情報5のうち、自動車検査証の非開示とした部分について

実施機関が本件施工業者に確認したところ、当該情報は、いずれも本件工事を施工するに当たり、個別の契約先である特定法人に関する情報であるとのことであった。

審査会が見分したところ、当該情報は、通行禁止道路通行許可申請書の添付書類である自動車検査証に係る車両の所有者及び使用者等である法人等に関する情報であることが認められた。

そのため、これを公にすることで、本件施工業者の具体的な契約締結先名称、連絡先等、本件施工業者の経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に係る情報が競合他社に明らかとなり、その結果、当該法人の競争上又は事業

運営上の地位が損なわれると認められるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報5は、いずれも条例7条3号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、道路運送車両法に違反する行為のために本件工事現場の西側区道が損傷したことを、〇〇区土木部管理課は〇〇警察署に情報提供している旨、主張する。

これに対し実施機関は、〇〇警察署交通課の職員から聞き取りを実施したところ、本件開示請求を受理した時点において、本件工事現場付近の区道が損傷したことについて、〇〇区の担当者から電話により情報提供がなされたが、当該情報提供をされた件については、その必要性を判断し、文書を作成していないことを確認した旨、説明する。

また、公道の路面が損傷した場合においては、警察としては現場の状況を確認するものであるが、当該損傷自体の修復、安全管理等については、道路管理者がその権限に基づいて行うものである旨、説明する。

さらに、本件審査請求が提起された後、改めて当該区道を管轄する〇〇警察署内において保管されている本件工事に関する文書について検索を行ったが、本件開示請求に係る公文書が存在しなかった旨、説明する。

審査会が、審査請求書及び理由説明書を確認したところ、本件開示請求に係る道路は区道であり、道路管理者は〇〇区であることが認められた。したがって、区道が損傷したことに対する修復、安全管理等については、道路管理者が行うため、本件開示請求に係る公文書を作成していないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、実施機関が行った本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表1 開示請求に係る公文書の件名又は内容

<p>(1) ○○区○○○-○-○(住居表示)の共同住宅建築計画（(仮称)○○○丁目計画新築工事、建築主：○○、○○、以下、「本件建築工事」といいます。）の施工者が令和○年○月○日以降に警視庁○○警察署に提出した文書一式（警視庁の決裁文書等を含む。警視庁の内部での連絡文書等を含む。）</p> <p>(2) 令和○年○月に発生した、本件建築工事の車両の通行により、本件建築工事の西側前面区道が損傷したことについて、警視庁○○警察署が○○区ないし施工者とやりとりした内容が分かる文書一式（警視庁の決裁文書等を含む。警視庁の内部での連絡文書等を含む。）</p>
--

別表2

本件 非開示 情報	非開示部分	非開示 根拠
1	警察職員の印影	7条2号 7条4号
2	申請者の印影	7条4号
3	届出担当者の印影	7条2号 7条4号
4	<p>道路使用許可申請書の「現場責任者」欄のうち、現場責任者の氏名</p> <p>作業所案内図のうち、「現場代理人」欄及び「現場員」欄の氏名及び携帯電話番号</p> <p>承認工事着手届の「申請者」欄のうち、担当者の氏名</p> <p>承認工事着手届の「施工業者」欄のうち、現場責任者の氏名及び連絡先（携帯）の電話番号</p> <p>通行禁止道路通行許可申請書のうち、主たる運転者の住所及び氏名</p> <p>一方通行解除申請書のうち、「現場責任者」欄の氏名</p>	7条2号

	<p>自動車運転免許証</p> <p>自動車検査証に記載された氏名及び携帯電話番号</p>	
5	<p>道路使用許可申請書の「現場責任者」欄のうち、事務所の電話番号</p> <p>作業所案内図のうち、工事番号、「TEL」欄及び「FAX」欄</p> <p>承認工事着手届の「施工業者」欄のうち、連絡先（会社）の電話番号</p> <p>通行禁止道路通行許可申請書のうち、申請者の電話番号</p> <p>一方通行解除申請書のうち、「現場責任者」欄の電話番号</p> <p>自動車検査証のうち、「車台番号」欄、「所有者の氏名又は名称」欄、「所有者の住所」欄、「使用者の氏名又は名称」欄の非開示とした部分、「使用者の住所」欄の非開示とした部分、「使用の本拠の位置」欄の非開示とした部分、「使用者」欄及び「所有者」欄、「備考」欄の【本自動車検査証発行時における所有者情報】及び[シリアル番号]、欄外のQRコードの非開示とした部分並びに欄外の法人名及びFAX番号</p>	7条3号